

## 株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2026 年 6 月 25 日

株式会社ジーフット

2026年6月25日

東京都中央区新川一丁目14番1号  
株式会社ジーフット  
代表取締役兼社長執行役員 木下尚久

## 株式の併合に関する事後開示書面

当社は、2026年5月22日開催の第55期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会における決議に基づき、2026年6月25日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の6第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の10に定める事項は以下のとおりです。

### 記

1. 株式の併合が効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）  
2026年6月25日
2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過  
当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。
3. 会社法第182条の4の規定による手続の経過  
当社は、2026年6月2日付で、本株式併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告いたしましたところ、本株式併合の効力発生日の前日までに、合計1名の株主（本株式併合の効力発生前の株式数：合計200株）から、会社法第182条の4第1項の規定に基づき株式買取請求を行う旨の書面を受領いたしました。
4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数  
117株（うち普通株式2株、A種種類株式50株、B種種類株式65株）
5. その他株式の併合に関する重要な事項
  - （1）当社株式は、2026年6月23日付で、株式会社東京証券取引所スタンダード市場及び株式会社名古屋証券取引所プレミア市場において上場廃止となりました。
  - （2）本株式併合により、当社の株主はイオン株式会社のみとなっております。

以上